

人口動態調査における市区町村別外国人集計の検討状況について

1 概要

人口動態調査における外国人に関する統計については、日本における外国人として、各事象別に集計を行っており、一部統計表については、都道府県及び特別区・指定都市別に集計を行っている。

統計委員会では、「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」において、市区町村別の外国人統計の充実について前向きに検討する必要があるとの指摘があり、第Ⅲ期基本計画においては、人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備として、「人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する」とされたところである。

2 検討の方向性

市区町村別外国人集計については、「外国人が一定規模以上居住する」の基準、秘匿措置の範囲等を検討しているところであるが、市区町村別にすると客体数が少なく、数値のない表が多くなってしまうため、外国人の発生件数が比較的多い、出生及び死亡を中心に意義の高い市区町村別の集計方法について、検討を行っている。

なお、現在把握している国籍についても、社会情勢の変化及び国際化の進展等を踏まえ、調査項目の見直しを検討している。

3 スケジュール

様々な方面から幅広い意見を聴取するなどの取組を進め、令和元年度(2019年度)末までに結論を得る。令和2年(2020年)中に調査計画を変更する予定。